

実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

2018年2月7日

日本経済団体連合会

金融・資本市場委員会 企業会計部会

- ・ 経団連は、実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」）に対し、我々のコメントを提出する機会の提供を歓迎する。
- ・ 各設問に対するコメントは以下のとおりである。

質問1

本公開草案では、実務対応報告第34号の適用時期を変更することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- ・ 同意する。
- ・ 「当面の取扱い」を1年限定とすることは企業実務を安定させるという目的に必ずしも応えるものにはならず、「当面の取扱い」の期限を定めずに、金利環境等も踏まえてフレキシブルに議論を行う方が、結果的に高品質なガイドラインの策定に資することも考えられる。

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

- ・ 現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の計算において、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在し、割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法を採用得ると考えられること、また、国際的な議論においても退職給付債務の測定のための目的が必ずしも明らかでない指摘されているところであることを考慮すれば（本公開草案第10項）、現時点でどちらかの方法に一本化できる状況にはないと考えられる。
- ・ ただし、実務対応報告第34号では、退職給付債務等の計算における割引率をゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のそれぞれについて、会計処理の理論的な根拠が明確に示されておらず、本公開草案においても明確に示されていないが、企業が判断を行う材料としても、また、会計基準等の高品質化を図るためにも、理論的な根拠を示すべきである。
- ・ なお、作成者の立場から、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率は、利回りの下限としてゼロを利用すること（ゼロ止め）が適切であるとの意見が根強くある。退職給付債務は、「退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する」（退職給付会計基準）ものであるが、債券の利回りを基礎とする割引率がマイナスになり、結果として貸借対照表価額が割増しとなることは、基準が意図していない状況であり、財務報告の目的にそぐわない結果であると考えられる。当該マイナスの利回りをゼロに補正することが最も適切、かつ、財務報告の目的を達成するための最善の方法である。

以上